

群馬県国民健康保険団体連合会

請求明細書・給付管理票の重複エラーによる返戻について

「請求明細書・給付管理票返戻(保留)一覧表」の備考欄に 「AN」で始まるコードが表示されている場合、その請求明細書又は給付管理票は <u>重複エラーによる返戻</u>です。その対応方法等は以下のとおりです。

1 請求明細書について

(1) エラーコード「<u>ANN2</u>」

<u>同月に、同じ利用者の請求明細書が複数提出された場合</u>、2回目以降に受け付けた請求明細書は返戻となります。

最初に受け付けた請求明細書が支払い対象となるため、返戻された請求明細書の再請求は不要です。

ただし、1回目の請求内容を訂正するつもりで、2回目以降の請求明細書を提出した場合は、保険者に請求の取下げ(過誤申立て)を依頼し、介護給付費過誤決定通知書で取下げの結果を確認してから再請求してください。

(2) エラーコード「ANN4」

既に支払いを受けている請求明細書が再提出された場合、誤って再提出した請求明細書は返戻となります。既に支払いを受けているため、返戻された請求明細書の再請求は不要です。

なお、支払いを受けている請求明細書を修正する場合は、(1)同様、保険者に請求の取下げを依頼し、介護給付費過誤決定通知書で取下げの結果を確認してから再請求してください。

(3) エラーコード「**ANNM**」

査定された請求明細書が再提出された場合、再提出した請求明細書は返戻となります(請求明細書・給付管理票返戻(保留)一覧表には「ANN4」エラーとセットで表示されます)。

査定された請求明細書の再請求は不要です。

給付管理票が誤っていたために請求明細書が査定された場合は、給付管理票が 修正されると査定された単位数が再審査で復活となりますので、作成した居宅支 援事業所に給付管理票の修正を依頼し、再審査の結果を確認してください。

2 給付管理票について

(1) エラーコード「**ANNO**」

同一月に、同じ提供年月で同じ利用者の給付管理票を複数提出した場合、

2回目以降に受け付けた給付管理票は返戻となります。

最初に受け付けた給付管理票が支給限度額管理の対象となるため、返戻になっ た給付管理票の再提出は不要です。

ただし、1回目の提出内容を訂正するつもりで2回目以降を提出した場合は、 翌月以降に作成区分「修正」の給付管理票を提出してください。

(2) エラーコード「ANNJ」

給付管理票が確定している状態で、作成区分「新規」の給付管理票を提出し た場合、再提出した給付管理票は返戻となります。

給付管理票を修正する場合は、翌月以降に作成区分「修正」の給付管理票を提 出してください。

(3) エラーコード「**ANN7**」

サービス事業所の請求明細書の取下げ(過誤申立て)処理と同じ月に作成区 分「修正」の給付管理票を提出した場合、再提出した給付管理票は返戻となりま す。請求明細書の取下げと同じ月に給付管理票の修正を行うことはできないため、 翌月以降に再提出してください。

(4) エラーコード「ANN9」

<u>給付管理票が確定していない状態で、作成区分</u>「修正」の給付管理票を提出 した場合 、再提出した給付管理票は返戻となります。返戻になった給付管理票を 再提出する場合は、作成区分「新規」で提出してください。

請求誤り等による返戻依頼について

内容に誤り等があるため介護給付費等明細書を請求取り下げたい場合には、当月提 出分に限り、返戻依頼を受け付けることができます。

ただし、県外利用者分はシステム処理上返戻できないため、審査決定した後、翌月 以降、保険者に請求の取下げ(過誤申立て)を依頼し、介護給付費過誤決定通知書で 取下げの結果を確認してから再請求してください。

なお、返戻依頼による返戻は、「請求明細書・給付管理票返戻(保留)一覧表」に 事由「E」、内容「審査委員会の判定により却下」と表示 されますので、翌月以降に月 遅れ請求として再請求してください。

また、返戻依頼書につきましては、本会ホームページに掲載してありますので、ダ ウンロードし、必要事項を記載した上で、本会介護保険課までFAXにて送信してく ださい。

問い合わせ先

群馬県国民健康保険団体連合会(介護保険課介護保険係)

〒371-0846 群馬県前橋市元総社町335番地の8 群馬県市町村会館2階

TEL 027-290-1319(直通) FAX 027-255-5077

受付時間 8:30~17:15(12:00~13:00を除く)

ホームページ http://gunmakokuho.or.jp

★群馬県以外の事業所様については、所在都道府県の国保連合会に問い合わせをお願いします

